



Title	韓国語の「-(u)silkeyyo」の意味機能について
Author(s)	高, 先慶
Citation	研究論集, 20, 167 (左) -183 (左)
Issue Date	2021-03-31
DOI	10.14943/rjgshhs.20.1167
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/80795
Type	bulletin (article)
File Information	11_rjgshhs_20_p167-184_l.pdf



[Instructions for use](#)

韓国語の「-(u) silkeyyo」の意味機能について

高 先 慶

要 旨

本稿は、韓国語において新たに現れている接辞連続形式の「-(u) silkeyyo」について、その形態と意味機能の派生過程を、接辞「-(u) lkey」の意味機能拡張と関連付けながら明らかにすることを目的としている。そのため、まず、尊敬の「-(u) si-」抜き「-(u) lkeyyo」の意味機能について考察を行った。

「-(u) lkeyyo」は、約束、意志の表現、宣言など主に話し手の行為に関する意志の意味機能から、話し手と聞き手が共に行為者となる勧誘、聞き手が行為者である行為要求までその意味機能が拡張している。行為要求の「-(u) lkeyyo」は、主に聞き手の行為実行に対して強制力の強い場面でやわらかい言い方として発話される。この行為要求の「-(u) lkeyyo」から、聞き手に対する待遇として、尊敬の「-(u) si-」が付加された「-(u) silkeyyo」が用いられるようになったと解釈する。

本稿は「-(u) silkeyyo」について、このような「-(u) lkeyyo」の意味機能拡張から、新たに派生した待遇の行為要求を表す接辞連続形式であると主張するものである。

1. はじめに

通常、文の意味は、話し手が伝えようとするある事柄そのものと、その事柄に対する話し手の心的態度が反映されている内容とに二分される。前者は文が表す客観的意味内容である「命題 (proposition)」とされており、後者は話し手の主観的判断や感じ方を表す「モダリティ (modality)」とされている (仁田 1991, 益岡 2007, パク・チェヨン 2006 など)。

本稿では、最近使われている接辞連続形式の「-(u) silkeyyo¹」を、「行為系のモダリティ²」内での意味機能の派生過程と結びつけながら明らかにしたい。韓国語述語に現れる行為系のモダリティには (1) のような例がある。

- (1) a. cayk ilk-ulkey.
 本 読む-終結 (意志)
 「本, 読むよ。」
- b. cayk ilk-ca.
 本 読む-終結 (勧誘)
 「本, 読もうね。」
- c. cayk ilk-ela.
 本 読む-終結 (命令)
 「本, 読め。」

(1) は、行為の実行に関わるが、そのうち (1a) は、話し手が自分自身の行う行為に対して意志を表明しており、(1b) は、話し手が聞き手に行おうとする行為に共に参加することを要求している (勧誘)。(1c) は、話し手が望む行為の実行を聞き手に求めている (行為要求)。それぞれのモダリティは、文末の「-(u)lkey」, 「-ca」, 「-e/ala」の接辞によって実現される。一方、「-(u)lkey」と「-ca」は、それぞれ意志、勧誘の他に (2) のような特定な場面においては行為要求を行ったりする。

- (2) a. 〈教室を掃除する時、学級委員長が他の同級生に〉

cayksang-pute olmki-lkey.
 机-から 移す-終結 (意志)
 「机から移してね。」

- b. 〈お母さんが子供に〉

cayk ilk-ca
 本 読む-終結 (勧誘)
 「本, 読んでね。」

【(1b) の再掲】

筆者は、最近、頻繁に使われるようになった接辞連続「-(u)silkeyyo」は、(2a) のように行為要求へと意味機能の拡張過程を経た「-(u)lkey」から派生した行為要求の新たな形態とみて、話し言葉から定着しつつあるものであると考えている。

- (3) 〈診察室で看護師が患者に〉³

¹ 行為主体に対する尊敬を表す「-(u)si-」と、1人称主語の意志を表す「-(u)lkey」, 聞き手に対する丁寧を表す「-e/a yo」との組み合わせなので、モダリティ形式と行為者の不一致で共起できない (すなわち、話し手自身の行為に対して尊敬の接辞を付けたことになる) 形態構造である。

² 仁田 (2003) は、表現類形のモダリティを大まかに情報系のモダリティと行為系のモダリティに分けている。また、情報系のモダリティは叙述のモダリティ、疑問のモダリティに、行為系のモダリティは意志のモダリティ、勧誘のモダリティ、行為要求のモダリティにそれぞれ下位分類している。一方、表現類型のモダリティの一つである感嘆のモダリティは、別途に扱っている。

看護師：kokay oluncok-ulo tolli-si-lkey-yo.⁴
首 右-に 回す-尊敬-意志-終結（丁寧）
「首，右に回してください。」

(3) は、「-(u)silkeyyo」が聞き手に対する行為実行を要求する意味として使われている一例である。

同一の動詞語幹には、本来共起できないはずの尊敬の接辞「-(u)si-」と話し手の意志を表す接辞「-(u)lkey」の連続する形態が生まれた要因を明らかにするために、まずモダリティの概念と分類を行い、韓国語の文末形式とモダリティについて取り上げる。その上で、意志のモダリティ「-(u)lkey」の意味機能とその拡張性について考察したあと、「-(u)lkey」から派生されたと考えられる接辞連続形式の「-(u)silkeyyo」の特徴について検討する。

2. モダリティと韓国語の文末形式

2.1. モダリティとは

モダリティについての定義は研究者によって異なる点があり、一概にはまとめるにいが、伝統的には「命題に対する話し手の意見や態度」という Lyons (1977)⁵ の定義が受け入れられているようである。仁田 (2003) はこれを「命題に対する話し手の心的状態」とし、文でモダリティが担うのは、その文の内容に対する話し手の判断、発話状況やほかの文との関係、聞き手に対する伝え方といった文の述べ方であるとしている⁶。

一方、韓国側では、パク・チェヨン (2006) で命題に対する話し手の主観的な限定を表現する文法範疇であるとしている。イム・トンフン (2008) では、Lyons (1977) の定義が曖昧であると批判し、モダリティを命題の事実性 (factuality) と実現性 (actualisation) に対する話し手の態度が表される範疇として捉えている。

2.2. モダリティの分類

韓国語におけるモダリティの分類は研究者によって異なる。イ・ソンウン (2001) はモダリ

³ 本稿で挙げている用例は、テレビやラジオの番組、実際の発話場面から収集したものと韓国語ソウル方言の母語話者である筆者の内省によるものである。引用のものについては、別記している。

⁴ 韓国語は、イェール式 (Martin, S. E 1954) で表わす。

⁵ 原本は、以下の通りである。

the speaker's opinion or attitude towards the proposition that the sentence expresses or the situation that proposition describes.

⁶ 一方、風間他 (1993) はモダリティについて事態が成立する可能性を発話者がどのように捉えているかという内容であるとしている。

ティを宣言のモダリティ、認識のモダリティ、感情のモダリティ、義務のモダリティに分けており、イム・トンフン（2008）は認識のモダリティ、証拠のモダリティ、義務のモダリティ、動的のモダリティに4分類している。これに対して、パク・チンホ（2011）は、Palmer（1986）を踏まえ、態度と判断の対象が命題か事件かによって「命題のモダリティ（Propositional modality）」と「事件のモダリティ（Event modality）」に分けている。そして、命題のモダリティの下位分類として認識のモダリティ、証拠のモダリティ、感情のモダリティに分けて、事件のモダリティの下位分類として当為のモダリティ、動的のモダリティに分けている。

モダリティを行為のモダリティと認識のモダリティに分ける立場には、ク・ボンクァン他（2015）がある。ク・ボンクァン他（2015）は、既存の議論をまとめて、モダリティを話し手の主観的な態度を細分化した文法範疇であるとし、これが命題に含まれている「情報」に対する話し手の態度なら認識のモダリティ、談話の参与者（話し手あるいは聞き手）あるいは命題の参与者（主語の指示の対象）の行為に対する話し手の態度なら行為のモダリティであるとしている。

また、さらにそれぞれ「推測、可能性、知覚など」と「意図、義務、願いなど」に下位分類している。これら以外、話し手の感情に関わる態度は感情のモダリティとして、別途に扱っている。

本稿は、「-(u)lkey」の意味機能の拡張過程を通じ、新たな接辞連続形式の「-(u)silkeyyo」の意味機能を考察することに目的がある。そのため、本稿では行為系内の詳細な分類が重要な指標になる。ク・ボンクァン他（2015）も行為のモダリティを分類しているが、それに対する下位分類が明確ではない。したがって、日本語のモダリティの分類ではあるものの、行為系のモダリティの下位分類をより明確に行っている仁田（2003）を踏まえ、「-(u)silkeyyo」の意味機能を究明していきたい。

仁田（2003）は、モダリティの種類を表現類型のモダリティ、評価のモダリティ、認識のモダリティ、説明のモダリティ、伝達のモダリティに分けて、表現類型のモダリティをさらに情報系と行為系に分類している。行為の実行者を分類基準にしている行為系のモダリティには「意志」、「勧誘」、「行為要求」という意味領域がある。意志は行為の実行者が話し手自身であるに対して、勧誘は話し手・聞き手という共同行為者であり、行為要求は聞き手単独の行為者になる。そして、行為要求のモダリティの下位の意味領域として許可／勧め／助言、依頼、命令、禁止をあげている。

2.3. 韓国語の文末形式

韓国語述語語幹に後接する文末形式は、大まかに先語末語尾(prefinal ending)と語末語尾(final ending)に分かれる⁷。語末語尾は文の最後にくる語尾であり、先語末語尾は語末語尾より先にくる語尾を意味する。

(4) a. ilk-ess-keyss-ci?

読む-過去-推測-終結 (疑問)

「読んだらう?」

b. [語幹-先語末語尾 (過去)-先語末語尾 (推測)-語末語尾 (疑問)]

(4) の文において過去を表す「-ess-」と推測を表す「-keyss-」は先語末語尾であり、最後の「-ci」は、聞き手に同意を求める疑問形式の文を終結する語末語尾 (終結語尾) である。韓国語には数多くの語末語尾があり、韓国語の主なモダリティは、これら語末語尾と幾つかの先語末語尾から表される⁸。

3. 「-(u)lkey」について

3.1. 形態統語的な制約

「-(u)lkey」は、一人称主語の約束や意志の表明⁹を表す屈折接辞である。通常、(5a)のように意志動詞の語幹について文を終結する。(5a)は、「来る」という意志動詞に「-(u)lkey」がついて約束の意味機能を行うのを示し、(5b)は、「-(u)lkey」が無意志動詞と共起できないのを表している。

(5) a. nayil i sikan-ey tasi o-lkey

明日 この 時間-に 再び 来る-終結 (意志)

「明日この時間にまた来るね。」

b. *na ttwuyena-lkey

私 優れる-終結 (意志)

(Lit. 私, 優れるね。)

前述した通り「-(u)lkey」は、1人称主語文で意志動詞の語幹に接続する屈折接辞であるので、尊敬を表す派生接辞の「-(u)si-」とは連続できない。(6a)は、3人称の事柄についての陳

⁷ 本稿では、韓国語学における用語である先語末語尾と語末語尾を、選択的語尾の「派生接辞」と必修語尾の「屈折接辞」とする。これ以外の語尾は本稿と関係ないのでとりあげない。

⁸ チャン・キョンヒ (1995) は、様態素 (先語末語尾と文体を決める語尾を除いた終結語尾)、補助動詞、慣用表現、副詞、動詞、形容詞でモダリティが実現されるとしている。

⁹ 仁田 (2003) は「しよう」の意味機能の一つとして「意志の表出」をあげているが、これは自分自身の行為の実行を無意識的であり瞬間的な独話に表すことを意味する。本稿で取り上げようとする「意志の表明」は話し手自身の決めた行為の実行を聞き手に伝達することを前提に明らかにすることであるので意志の表出と区分したい。これは宮崎他 (2002) の「決定の表明」と類似しているが、「意志の表明」はある事柄についての行為の決定を表すより、それを行う意志があるという話し手の気持ちや意向を明らかにすることなので「決定の表明」とは異なる。

述文であるので「-(u)si-」と共起ができるのを表している。これに対して(6b)は、1人称の約束を表す文であるので派生接辞「-(u)si-」とは共起できないのを表している。

- (6) a. *sensayngnim-un chayk-ul ilk-usi-n-ta*
 先生-は 本-を 読む-尊敬-現在-終結 (Ø)
 「先生は本をお読みになる。」
- b. **nayil:-un kkok ka-si-lkey*
 明日 必ず 行く-尊敬-終結 (意志)
 (Lit. (私は)明日はぜひおゆきになるね。)

そして、「-(u)lkey」は、聞き手に対する敬語¹⁰形式のうち、(7a)のように非格式体(hayyo体)の「-e/a yo」とはつくことができるが、(7b)のように格式体(hasipsio体)の「-(su)pnita」とは共起できない。

- (7) a. *na pap mek-ulkey-yo*
 私 飯 食べる-意志-終結 (丁寧)
 「私、ご飯食べます。」
- b. **na pap mek-ulkey-pnita*
 私 飯 食べる-意志-終結 (丁寧)
 「私、ご飯食べます。」

3.2. 意味機能

3.2.1. 意志のモダリティ

「-(u)lkey」は韓国語の文末形式のうち、意志のモダリティ¹¹を表す屈折接辞に分類できる。意志のモダリティは、発話時において話し手が自分自身の行為の実行を決定したことを表す(仁田 2003)。「-(u)lkey」は文で主に話し手の約束や意志の表明として現れる。本節では、まず、約束から意志の表明へ拡張する時「-(u)lkey」の意味素性がどう変わるのかについて考察を行い、また、それが他の行為系のモダリティへと拡張する場合、どのような意味素性を帯びるようになるかについても分析する。

3.2.1.1. 約束¹²

「-(u)lkey」は基本的に約束を表す。イ・イクソプ他(1999)などの多くの先行研究で「-(u)lkey」を約束法と捉えている。Searle(1969)は、約束の意味機能について、聞き手が望ましい

¹⁰ 韓国語における聞き手に対する敬語の体系は、格式体(hasipsio体, hao体, hakey体, hayla体)と非格式体(hayyo体, hay体)に分かれる(ソウル大学校国語教育研究所 2002)。

¹¹ 韓国語で意志のモダリティを表す代表的な接辞には、本稿で検討する「-(u)lkey」を含め、派生接辞「-keyss-」と名詞「-(u)lke」, 屈折接辞「-(u)llay」などがある。

と判断した行為に対して話し手がその行為の実行を自らに義務付ける性質を持っているとしている。つまり、行為に対する恩恵が聞き手に与えられるといえる。

(8) 〈入院している友達を見舞いしてから〉

nayil i sikan-ey tasi o-lkey

明日 この 時間-に 再び 来る-終結 (意志)

「明日この時間にまた来るね。」

【(5a) 再掲】

(9) 〈約束の時間まで間に合わない状況で友人との電話〉

A. o-l su-nun iss-e

来る-未来 こと-は ある-終結

「これらそう？」

B. ahopsi-kkaci-nun ka-lkey

9時-まで-は 行く-終結 (意志)

「9時までには行くね。」

(10) 〈怒っている恋人の気分を和らげるため愛嬌を振りまきながら〉

A. hwana-ss-e

怒る-過去-終結

「怒ってる？」

B. ……。

A. mian tasi-n a-n ha-lkey

ごめん 再び-は ない-現在 する-終結 (意志)

「ごめん、二度としない。」

(8)～(10)の3つとも聞き手に行為の実行による恩恵が与えられるというのがわかる。このような素性を持っている「-(u)lkey」は、意志のモダリティの中で他の意味領域への拡張性が見える。

(11) A. nacwung-ey mek-nun key coh-a

後-に 食べる-現在 のが いい-終結

「あとで食べた方がいいよ。」

B. kulay. kulem nacwung-ey mek-lkey

そう では 後-に 食べる-終結 (意志)

¹² パク・チェヨン (2013) は、約束や意志は区別しにくいとし、約束は話し手の意志をあらわすもののうち、聞き手の利益に反しないものであるとしている。つまり、約束は意志の下位範疇に属するといえる。コ・ソンギョン (2019b) では「-(u)lkey」の1次的な意味として約束と意志の表明を分けていなかったが、本稿では約束のみを「-(u)lkey」の基本意味として捉え直す。

「そっか。じゃあ、あとで食べるね。」

(11B)は(11A)が望ましいと思う行為を行うとしているが、これは約束より意志の表明に近い。約束と意志の表明のもっとも大きな違いは、行為実行による恩恵が聞き手にあるかどうかにあると考えられる。(11B)には聞き手の意見を受け入れて行為を行うという話し手の心的状態が反映されているが、結果的に、その行為実行による恩恵は話し手自身が受ける¹³。

3.2.1.2. 意志の表明

「-(u)lkey」は、話し手の自発的な意志を表明する時にも使われる¹⁴。

(12) 〈本を読むのを希望する人を再確認する返答として〉

A. chk ilk-ul salam eps-e?

本 読む-未来 人 ない-終結 (Ø)

「本、読みたい人いない?」

B. nay-ka ilk-ulkey.

私-が 読む-終結 (意志)

(Lit. 私が読むね。)

(13) 〈友達が代わりに飲み物を注文してくれるとき〉

A. mwue masi-llay?

何 食べる-終結 (希望)

「何飲みたい?」

B. na-nun khephi-lo ha-lkey.

私-は コーヒー-に する-終結 (意志)

¹³ この場合、他の意志の形式 (-(u)llay, -(u)lkeya, (u)nta) に置き換えられない。ただし、独り言の「-yaci」とは置き換えられる。一方、望ましさと恩恵にかかわる考察は今後の課題としたい。

¹⁴ 意志の表明を表す「-(u)lkey」は、お誘いに対する返答としては現れない。

A. wuli cayk ilk-ca

私達 本 読む-終結 (勧誘)

「本、読もう。」

B. ??al-ass-e ilk-ulkey

分かる-過去-終結 読む-終結 (意志)

(Lit. 分かった。読むね。)

「-(u)lkey」は先行文脈が共同の行為を要求する場合、その事柄を受け入れる返答としては現れない。即ち、「-(u)lkey」が意志の表明を表す時は、行為者が話し手単独であるという前提が要求される。また、先行文脈が否定命令の場合には「-(u)lkey」が「願望」として機能することもある。このような状況は話し手の意志を聞き手が受け入れないと実現されない。そのため、「-(u)lkey」を使って、単に自分のやる気を見せるのにとどまらず、許可を求めるといった心的状態まで伝えていると解釈できる。

A. ne-n ha-cima

君-は する-終結 (否定命令)

「君はするな。」

B. way na-to ha-lkey

何で 私-も する-終結 (意志)

「何で、私もしたいよ。」

(Lit. 私はコーヒーにするね。)

(14) 〈会社で同僚のお誘いを断りながら〉

A. cemsim mek-ule ka-ca.

昼 食べる-に 行く-終結 (勧誘)

「ご飯食べに行こう。」

B. mence ka. nan com itta mek-ulkey.

先 行く 私は ちょっと あとで 食べる-終結 (意志)

(Lit. 先行ってね。私は後で食べるね。)

(12B) は、(12A) の心的負担を軽減させるための発話文なので、「聞き手のため」という前提がつく¹⁵。それにたいして (13B) は、自ら決めた事柄に対する意志の表明であるが、置き換えられる他の意志の形式の「-(u)llay」と比べれば、「聞き手に対するありがたさ」が柔らかい言い方として現れていることがわかる。(14B) は、相手から提案を断りつつ話し手自身の意志を表明する文であるが「-(u)lkey」を使うことによって、まるで聞き手に「了解を求める」ような柔らかさを与えていると思われる。このようなニュアンスは、「-(u)lkey」の基本機能の約束から現れると思われる。前述した通り、約束と意志の表明を分ける基準は恩恵の可否なのである。本来、約束は聞き手の望ましさが前提であるから、聞き手への恩恵と関係ない話し手の意志の表明で用いられたら、まるで聞き手に恩恵を与えようとするニュアンスが生じ、優しく聞こえると思う。これは、パク・チェヨン (2013) が主張している「聞き手を考慮した話し手の意図」と同じ捉え方である¹⁶。

3.2.1.3. 宣言

「-(u)lkey」は (15) のように聞き手と関わらない自分の行為の実行を一方向的に表す時も発話される。

(15) 〈出勤を急いでいる娘が朝ご飯を作っているお母さんに〉

hoysa kasstao-lkey

会社 行ってくる-終結 (意志)

「会社、行ってくるね。」

(15) のような宣言の文でも聞き手への配慮や柔らかさが感じられる。これは他の意志の形式と比較すればわかる。(16) は、(15) の文を動詞の基本形に置き換えた文である。

(16) 〈出勤を急いでいる娘が朝ご飯を作っているお母さんに〉

hoysa kasstao-n-ta

¹⁵ この場合にも他の意志の形式 (-u)llay, -(u)lkeya, -(u)nta) には置き換えにくい。

¹⁶ パク・チェヨン (2013) は、「-(u)lkey」の意味が約束から聞き手を考慮した話し手の意図へと拡張しているので、「-(u)lkey」には聞き手を考慮する意味が残存するとしている。

会社 行ってくる-現在-終結 (Ø)

「会社, 行ってくる。」

(16) は、話し手の行為の実行を一方的に表す宣言であるので、置き換えても、非常に自然である。ただ、聞き手に対する心的態度が文に表れないので、場合によっては聞き手の機嫌をそこねるおそれがある。それに対して、(15) の「-(u)lkey」文は、聞き手に了解を求めるというニュアンスが感じられて、柔らかく聞こえる。「-(u)lkey」が宣言として発話される他の例も検討して行く。(17) と (18) を参考されたい。

(17) 〈車のエアコンの風が強くて寒気を感じた時〉

eyeken kku-lkey

エアコン 消す-終結 (意志)

「エアコン, 消すね。」

(18) 〈友達と旅行しに行った時, 疲れすぎて先部屋に入りながら〉

na mence ca-lkey

私 先 寝る-終結 (意志)

「先寝るね。」

(17) と (18) は、両方とも行為実行に対する利益が話し手にあるが、聞き手に対するやさしさを感じられる。「-(u)lkey」は、宣言として発話される時、聞き手に了解を求めるようなニュアンスが働いて、やさしさを表すと考えられる。ところで、(19) は少し異なる。

(19) 〈昇進の発表を確認してから〉

onul nay-ka hanthek sso-lkey

今日 私-が おごる-終結 (意志)

「今日, 私がおごるね。」

(19) も話し手の一方的な行為実行の意志を表す。(17)~(18) が聞き手に了解を求めるというニュアンスを帯びるに対して、(19) は聞き手に協調を求めるという意図が含意されていると考えられる。(19) の実行可否は、聞き手の協力にかかっている。このような文は、他にもある。

(20) 〈バスが出発した途端, 降りなければならないことに気づいた乗客が運転手に〉

acessi, ce nayli-lkey-yo

おじさん 私 降りる-意志-終結 (丁寧)

「すみません, ここで降ります。」

(20) は、聞き手の運転手をはじめ、周りの乗客の協調や同意がなければ行為実行が不可能な例である。つまり、(19) は、聞き手へのお誘いが話し手の意図であるに対して (20) は聞き手への依頼が話し手の意図であると考えられる。つまり、(19) と (20) は宣言の機能であるより、それぞれ勧誘と行為要求へその機能が拡張していく文であると解釈できる。次は「-(u)lkey」が他の意味領域へ拡張された時の意味機能と意味素性について考察する。

3.2.2. 意味機能の拡張

3.2.2.1. 勧誘

行為者の観点からみると (21) の発話は、勧誘に該当する。

- (21) 〈団体写真を撮る時、リーダーが会員に〉

aph-eyse moi-lkey-yo

前-で 集まる-意志-終結 (丁寧)

「前で集まりましょう。」

「集まる」という動詞からも分かるように、(21) は、話し手の単独行為に対する発話ではない。自分の行為を行おうとする形式で聞き手を誘っていると考えられる。次の (22)～(24) も同様である。

- (22) 〈急にインタビューの撮影を中止しなければならない状況でベテランの司会者が〉

sukhol cinaka-myen tasi moi-lkey-yo

スコール 過ぎる-ば 再び 集まる-意志-終結 (丁寧)

「スコールが止んだら集まりましょう。」

- (23) 〈激しいヨガの動作を教えている先生が〉

ca, isippwun-man swi-lkey-yo

さあ, 10分-のみ 休む-意志-終結 (丁寧)

「じゃあ、20分だけ休みましょう。」

- (24) 〈歌の録音をしている歌手にプロデューサーが〉

taum-un lwui amsutulong pecen-ulo ka-lkey-yo

次-は ルイ・アームストロング バージョン-で 行く-意志-終結 (丁寧)

「次は、ルイ・アームストロングのバージョンで行きましょう。」

(22)～(24) の行為者には、話し手はもちろん、聞き手も含まれる。(22) の行為者は、撮影の関係者全員であり、(23) は、ヨガに関与している人の全員であるはずである。(24) も歌の録音に関与している全員が行為者になるだろう。話し手と聞き手という共同行為者の観点からみると、(22)～(24) は、勧誘の機能を担っていると考えられる。しかし、実は、行為に対する強制力や聞き手の決定権、話し手と聞き手の社会的な関係などを考慮すると命令としても解釈できる。(22)～(24) の話し手は、その状況をコントロールすることができる人である。そして、発話された行為に対して聞き手が無視したり断ったりすることは非常に難しい。つまり、「-(u)lkey」で発話された勧誘には強制性も感じられる¹⁷。そのことから、「-(u)lkey」を勧誘として発話することができる人は少なくとも状況をコントロールできる〈+上位者〉であると考えられる。

¹⁷ コ・ソンギョン (2019a) では、これを典型的な命令と区分し、高梨 (2011) を踏まえ新しい用語として「勧誘的指示」を提案している。

3.2.2.2. 行為要求

勧誘より、更に強制性が強くなる場面でも「-(u)lkey」が現れる。(25)は、その例である。

(25) 〈バスが出発した途端、降りなければならないことに気づいた乗客が運転手に〉

acessi, ce nayli-lkey-yo

おじさん 私 降りる-意志-終結 (丁寧)

「すみません、ここで降ります。」

【(20)の再掲】

(25)は、まるで話し手が自分の行為実行に対して話すように聞こえるが、実は、聞き手の運転手に「止めてもらいたい」という行為要求をしていると解釈できる。状況の強制力や聞き手の決定権がある程度ある文なので、命令よりは依頼に近い。一方、「-(u)lkey」は、状況の強制力強い命令を表す時にも現れる。(26)と(27)は、その例である。

(26) 〈皆が集まったので、食事を始めようとするお客さんが支配人に〉

icey siksa sicakha-lkey-yo

もう 食事 始める-意志-終結 (丁寧)

「もう、始めてください。」

(27) 〈診察室で医者が患者に〉

kokay oluncok-ulo tolleypo-lkey-yo.

首 右に 回してみる-意志-終結 (丁寧)

「首を右に回してみてください。」

(26)は、店員から食事を準備してもらおうとする話し手の心的状態を表している。(27)は(26)と異なり、話し手が状況の決定権を持っている上に、発話形式上の行為も単独で行う。この時、聞き手は、話し手の行為が実行されるように積極的に手伝う。(26)と(27)を比べれば、(26)は、さらに間接化された命令であることがわかる。これに対して(27)は、話し手が決定権を強く持っていることや、行為者が聞き手の単独であるという点で、命令と解釈できる。しかし、(27)は、行為の実行による利益が話し手ではなく、聞き手にあるので通常の命令とは異なる¹⁸。もし、患者が医者の指示に従わず、首を回さなかったら、それによる損益を被るのは、その行為を行わなかった聞き手なのである。つまり、発話された行為遂行による利益は、聞き手に与えられると解釈できる¹⁹。このような機能が現れる場面は、病院を除いたらあまりないと考えられる。筆者の経験からみると病院の中でも、医者を除き、このように発話する病院関係者はいなかった。

ここまでまとめると、「-(u)lkey」が勧誘もしくは行為要求として機能する時の話し手は少なくとも状況の〈+上位者〉であり²⁰、聞き手の決定権が弱い状況で発話されるとみられる。「-(u)

¹⁸ コ・ソンギョン (2019a) では、高梨 (2011) を踏まえ「恩恵的指示」としている。

¹⁹ このような機能は勧誘のモダリティ形式の「-ca」でも現れる。

silkeyyo」は、勧誘と行為要求を表してきた「-(u)lkeyyo」の意味機能拡張形であると考えられる。話し手が、ある場面では「-(u)lkeyyo」で、行為を要求するのに負担を感じて、これを軽減するため派生接辞「-(u)si-」を戦略的に用いたとみられる。次の節では、「-(u)lkeyyo」と「-(u)silkeyyo」の発話機能について比べつつ考察していく。

4. 「-(u)silkeyyo」について

4.1. 尊敬の「-(u)si-」の意味役割

まず、病院での発話を取り上げる。前節で医者発話として(27)を例としてあげてみた。同じ場面で「-(u)silkeyyo」も発話される。(28)は、その例である。

(28) 〈診察室で看護師が患者に〉

看護師：kokay oluncok-ulo tollyepo-si-lkey-yo.

首 右に 回してみる-尊敬-意志-終結 (丁寧)

「首を右にお回しください。」

(Lit. 首を右にお回しになります。)

(28)は、(27)のように患者に向けた発話である。注目すべき点は、話し手がだれかということである。(27)と(28)は、発話対象は同様であるが、話し手が異なる。(27)は、医者であるに対して(28)は、看護師である。医者と看護師の違いは状況のコントロール権がどちらにあるかという点にある。つまり、診察という行為で主役の医者とその指示を受けて伝える看護師は発話の権威が全く異なる。その上、看護師は患者に「-(u)lkeyyo」のみで待遇することに負担を感じると思われる。「-(u)si-」は、この負担を軽減するための戦略的発話要素であると考えられる。

「-(u)silkeyyo」は、構造的に屈折接辞「-(u)lkey(yo)」の先に尊敬を表す派生接辞「-(u)si-」が付加された形態である。そのため、特別な状況を除外して、話し手は、自分が尊敬語で待遇してよい対象にのみこの形式を用いることができる。(29)を参考されたい。

(29) 〈撮影中、助監督が俳優に対して〉

ca, taum ssin tuleka-si-lkey-yo

さあ、次の シーン 入る-尊敬-意志-終結 (丁寧)

「さあ、次のシーンに入ります。」

(Lit. さあ、次のシーンにお入りになります。)

²⁰ 依頼としてあげた(25)も、運転手と乗客という社会的な関係からみると、乗客の方を上位者と示す余地もあると考えられる。(25)はバスがもう出発した後の発話なので、運転手はその要求を受け入れる義務はないけど、できるなら乗客の要求を受け入れるように行動するはずである。

撮影現場で監督や助監督の発話は、とても強力な強制力を持つ。これは、撮影のコントロール権が監督にあるためである。助監督はその監督の判断を撮影関係者に伝達する役割を行うので、発話文がもつ強制力には変わらない。但し、これを指示しなければならない対象には自分より経歴が多い関係者が含まれている可能性もあるので、その際に発生しうる負担を尊敬の「-(u)si-」を使うことで軽減しようとすると考えられる²¹。このような発話は、空港の保安検査場を通過する時も聞かれる。

(30) 〈空港で保安検査のため並んでいる利用客に対して〉

kethos mili pes-usi-lkey-yo
 上着 予め 脱ぐ-尊敬-意志-終結 (丁寧)
 「予め、上着を脱ぎましょう。」
 (Lit. 予め、上着をお脱ぎになります。)

(30) は、聞き手への行為に対する強制力が非常に強い場面であるが、これは外国へ出国するため利用客が必ずやらなければいけない行為である。この時、保安検査の職員の発話として「-(u)lkeyyo」は現れない。「-(u)silkeyyo」を使った意図は、不特定多数に向けた行為要求発話なので、聞き手の面子を守るためであると考えられる。

4.2. 命令の意味機能

「-(u)silkeyyo」は、前述した看護師や助監督、保安検査の職員の発話などで現れる。(31) と (32) は、また看護師の発話である。

(31) 〈歯科で患者さんが口を開けてほしい状態で〉

看護師：ip pelli-si-lkey-yo.
 口 開ける-尊敬-意志-終結 (丁寧)
 「口を開けてください。」
 (Lit. 口をお開けしましょう。)

(32) 〈採血のため患者さんに〉

看護師：soday ket-usi-lkey-yo
 袖 たくしあげる-尊敬-意志-終結 (丁寧)
 「袖をたくしあげてください。」
 (Lit. 袖をたくしあげられましょう。)

²¹ 監督の発話なら次のようになる可能性が高い。

〈撮影中、助監督が俳優に対して〉
 ca, taum ssin tuleka-lkey-yo
 さあ、次の シーン 入る-意志-終結 (丁寧)
 「さあ、次のシーンに入ります。」

(31) と (32) でも、通常、「-(u)lkeyyo」への置換はできない。しかし、患者が子供なら可能である。つまり、「-(u)si-」は聞き手との関係を調整する要素として使われるのである。まず、年齢や社会的な地位がありうる。「-(u)lkeyyo」が医者が発話なのに対して「-(u)silkeyyo」が看護師が発話になるのは、看護師は、権威的な医者の発話伝達者かつ接客の実行者であるためだろう。接客を行う人は、その対象者を丁寧に待遇しなければならない。看護師は「-(u)si-」としてその丁寧さを高めていると考えられる。次の発話も同じである。

(33) 〈飛行機の中で客室乗務員がお客さんに〉

客室乗務員：kokayk-nim tungpati olli-si-lkey-yo.

お客様 背もたれ 上げる-尊敬-意志-終結 (丁寧)

「お客様、リクライニングを元の位置にお戻しください。」

(Lit. お客様、リクライニングをお上げになりましょう。)

(33) の場合、飛行機が離着陸する前に、リクライニングを元の位置に戻すのは、ルールで決まっているため、発話の強制力が非常に強い。通常、このような場合、行為要求の丁寧な格式体の「-e/a cusipsio (お〜ください)」が使われる。丁寧さは「-e/a cusipsio (お〜ください)」でも十分に伝わる。「-(u)silkeyyo」は、「-e/a cusipsio (お〜ください)」より丁寧度はやや低くなるが、聞き手に同意や了解を求めるような印象を付加し、状況を和ませようとする意図として用いられていると考えられる。(30) と (33) も広義の接客という観点で相手を丁寧に待遇しようとする話し手の意図が「-(u)si-」で反映されていると考えられる。

ここまでみると、程度の違いはあるが、「-(u)silkeyyo」の発話文脈は接客と関わっていることが分かる。しかし、(34) をみてみよう。(34) は、2019年5月に封切られた『陪審員たち』という映画のセリフの一部である。

(34) 〈現場検証をしに行った国民陪審員が同行した裁判官に〉

pemin yekhal-un phansanim-i ha-ycu-si-lkey-yo

犯人 役-は 裁判官-が する-てくれる-尊敬-意志-終結 (丁寧)

(Lit. 犯人は裁判官にお任せします。)

【映画『陪審員たち』中】

まず、(34) は接客発話としてとらえがたい。そして、通常、陪審員が裁判官に行為実行を要求することはあり得ないし、あるとしても、丁寧度が高い格式体を使うはずである。本来なら、不自然と感じられるはずの(34)が自然な理由は、確かにその状況のコントロール権が陪審員にあるためである。もちろん、この場合も裁判官からその権威を直接的・間接的に委任されているという前提が必要である。このような文は助監督などの発話のようにただの伝達者としての役割にとどまらず、能動的に状況をコントロールする発話として用いられるようになったという点で命令の機能に近いものとみられる。

(34) は映画のセリフではあるものの、実際の会話で使われたとしても大きな違和感は感じら

れない。そのことから、「-(u)silkeyyo」は、権威を委任された人の指示、もしくは命令的発話を表す新しい形式として定着しつつあると解釈できる。

5. まとめと今後の課題

本稿は、最近韓国語において行為要求として使われ始めた「-(u)silkeyyo」の派生過程を明らかにすることを目的にした。「-(u)silkeyyo」は、本来一つの述部で連続できない尊敬の接辞「-(u)si-」と話し手の意志（約束）を表す接辞「-(u)lkey」との組み合わせである。2つの接辞連続によって表れた意味機能は行為要求である。本稿は「-(u)silkeyyo」が「-(u)lkeyyo」の意味機能拡張過程から派生した形態と考え、これを明らかにするため意志のモダリティ形式「-(u)lkey」の意味拡張過程を考察した。

本来、約束を表す「-(u)lkey」は、まず、同じ意志のモダリティのうち、意志の表明と宣言へその意味機能が拡張していった。その時間き手の望ましい行為を行うという約束の意味素性が柔らかさや丁寧さに変わるのがわかった。このように意志のモダリティの中で拡張されて行った「-(u)lkey」は、勧誘と行為要求としてもその機能がさらに広がった。勧誘として機能する「-(u)lkey」は、発話者が状況の上位者という制限された状況で、命令性が強いお誘いを表した。行為要求の内では、主に依頼や命令として表れるが、強制力が強い場面での発話が多いこともあきらかにした。ここで注目すべき点は、聞き手に恩恵を与える場面でも、とても制限的であったが、発話されたという点である。「-(u)silkeyyo」の派生は、このような「-(u)lkeyyo」の意味機能拡張性から解釈でき、例文の分析に通じて「-(u)silkeyyo」は「-(u)lkeyyo」で待遇できない聞き手に対する話し手の言い方として、強い強制力をもつ発話形式であるということがわかった。主に決まっている事柄に対しての命令として使われるが、最近はその範囲が広がって状況のコントロール権を持つ話し手の発話形式としても聞こえるようになったこともみせた。

本稿では、「-(u)silkeyyo」の出現過程と使用場面の拡張性については示したが、より多様な用例についての分析は行っていない。しかも、「-(u)silkeyyo」文の強制性もしくは柔らかさや丁寧さなどの資質や素性についても詳細に取り上げていない。これについては今後の課題としたい。なお、日本語でも拡張性を示すと考えられる意志のモダリティ形式を調べて、対照研究も行いたい。

(こ・そんぎょん・言語科学専攻)

参考文献

- イ・イクソプ, チェ・ワン (1999) 『国語文法論講義 (국어문법론강의)』 ハクヨンサ.
 イ・ソンウン (2001) 「国語のモダリティ体系確立のための詩論 (국어의 양태 체계 확립을 위한 시론)」

- 『クァンアク語文研究』26, pp 317-339
- イム・トンフン (2008) 「韓国語のムードとモダリティとの体系 (한국어의 서법과 양태 체계)」『韓国語の意味学』26, pp. 211-249.
- 風間喜代三, 上野善道, 松村一登, 町田健 (1993) 『言語学 (第2版)』東京. 東京大学出版会.
- ク・ボンクァン, パク・チェヨン, イ・ソンウン, イ・チンホ, ファン・ソンヨプ (2015) 『韓国語文法総論 I (한국어 문법 총론 I)』チプムンダン.
- コ・ソングヨン (2019a) 「韓国語の行為要求表現に関する研究 — 主に「-(u)silkeyyo」を中心に」北海道大学大学院修士論文.
- コ・ソングヨン (2019b) 「日韓両言語における行為要求表現形式の拡張について — 韓国語の「-lkey」を中心に」『北東アジア諸言語の記述と対照』新潟大学文学部 pp. 67-85.
- ソウル大学校の国語教育研究所 (2002) 『高等学校の文法 (고등학교 문법)』(株) twusan
- 高梨信乃 (2011) 「行為要求について — 日本語教育における問題 —」『神戸大学留学生センター紀要』17, pp. 1-17.
- チャン・キョンヒ (1995) 「国語のモダリティの範疇の設定とその体系 (국어의 양태 범주의 설정과 그 체계)」『言語』20-3, pp. 191-205.
- 仁田義雄 (1991) 『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房.
- 仁田義雄 (2003) 日本語記述文法研究会 (編) 『現代日本語文法 — 第8部モダリティ —』くろしお出版.
- パク・チェヨン (2006) 『韓国語のモダリティにおける語尾の研究 (한국어 어미 양태 연구)』テハクサ
- パク・チェヨン (2013) 「韓国語の意図に関する語尾の換喩的意味拡張 (한국어 의도 관련 어미의 환유적 의미 확장)」『国語学』68, pp. 253-288
- パク・チンホ (2011) 「時制・相・様態 (시제, 상, 양태)」『国語学』60, pp. 289-322
- 益岡隆志 (2007) 『日本語モダリティ探求』くろしお出版.
- 宮崎和人, 安達太郎, 野田春美, 高梨信乃 (2002) 『モダリティ (新日本語文法選書4)』くろしお出版.
- Lyons, J. (1977) *Semantics I · II*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Martin, S. E. (1954) *Korean Morphophonemics*. Baltimore: Linguistic Society of America.
- Palmer, F. R. (1986) *Mood and Modality*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Searle, J. R. (1969) *Speech acts: An essay in the philosophy of language*. London: Cambridge University Press.